

監査基準報告書 500 実務指針第 1 号「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 500 実務指針第 1 号 イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針 2022 年 1 月 26 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 6 号) 《適用指針》 《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 監査の前提条件》 (省 略) 《Ⅲ イメージ文書に係るリスクの識別と評価》 《1. リスクの識別と評価》 (省 略) 23. イメージ文書に係るリスクの識別と評価に当たり、監査人は、職業的懐疑心を保持することにより、企業のスキャナ保存や電子取引の利用状況が不正リスク要因の存在を示しているかどうかを検討し（監基報 240 第 19 項、第 F19-2 項及び第 38 項参照）、イメージ文書の改竄による内部統制の無効化など不正による重要な虚偽表示リスクを考慮する（監基報 240 第 39 項参照）。 (省 略) 《Ⅳ イメージ文書に係るリスクに対応する手続》 (省 略) 《Ⅴ 適用》 (省 略) 以 上	監査基準報告書 500 実務指針第 1 号 イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針 2022 年 1 月 26 日 改正 2022 年 10 月 13 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 6 号) 《適用指針》 《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 監査の前提条件》 (省 略) 《Ⅲ イメージ文書に係るリスクの識別と評価》 《1. リスクの識別と評価》 (省 略) 23. イメージ文書に係るリスクの識別と評価に当たり、監査人は、職業的懐疑心を保持することにより、企業のスキャナ保存や電子取引の利用状況が不正リスク要因の存在を示しているかどうかを検討し（監基報 240 第 11 項、第 F11-2 項及び第 23 項参照）、イメージ文書の改竄による内部統制の無効化など不正による重要な虚偽表示リスクを考慮する（監基報 240 第 24 項参照）。 (省 略) 《Ⅳ イメージ文書に係るリスクに対応する手続》 (省 略) 《Ⅴ 適用》 (省 略) 以 上

